

小城市下水道事業 経営戦略及び使用料改定（案） について

令和4年10月17日

小城市 建設部 下水道課

次第

1. 収支予測の再設定
2. 現小城市汚水処理計画における課題と課題解消案
3. 小城市汚水処理計画の見直し
4. 収支予測の比較
5. 下水道等使用料改定の検討
6. 小城市下水道事業経営戦略（案）
7. 今後のスケジュール

1.収支予測の再設定

【再設定について】

前回の委員会で提示した投資財政計画の精度を上げるために一部再設定を行う。

（再設定の内容）

- ・ 予測期間を令和5年度から20年経過した令和25年度までに見直し。
- ・ 令和3年度決算額で大幅に増加したもの（汚泥引拔手数料等）については、令和3年度決算をベースに見直し。
- ・ 資産減耗費を更新費の5%と仮定し、費用に追加。
- ・ 雑支出（仮払消費税調整額）を消費税申告の考え方に基づき、費用に追加。
- ・ 人件費を令和4年度予算額に見直し。
- ・ 更新費については、更新年度に一括計上していたところ、平準化して計上。

再設定した財政投資計画は「資料2」のとおり。

2.現小城市汚水処理計画における課題と課題解消案

【課題の抽出】

- ・ 今までの投資と今後投資していく整備費用により、多額の元利償還金が発生。
それを賄うために一般会計から多額の補助金が必要。
- ・ 今後、施設の老朽化及び施設の増設に伴い、更新費用が増加。
その財源となる企業債も増加していくことになり、さらなる一般会計補助金が必要。

【課題に対する解消案】

- ・ 公共下水道事業と市営浄化槽事業を上手く組み合わせた効率的、経済的な汚水処理計画への見直し。
- ・ 現在作成中のストックマネジメント計画により修繕・更新費の削減。

3.小城市汚水処理計画の見直し

【汚水処理計画の見直しの目的】

- ・人口減少や整備費用の上昇に対して、将来においても事業を安定して継続させるため。
- ・国の10年概成の方針により、令和9年度以降の国庫補助金交付が不透明なため。

このことから、汚水処理計画区域の見直しを図り、地域特性に合わせて下水道と合併処理浄化槽での汚水処理施設整備を進める。

【汚水処理見直しの内容】

現在の下水道全体計画（下水道で整備する区域）を見直し、見直した区域を市営浄化槽整備区域として、小城市で合併浄化槽を設置し、維持管理していく市営浄化槽へ転換を図る。見直し後の整備計画図は別紙「資料4」のとおり。

処理区名	見直し前面積	見直し後面積	差
清水・原田処理区	4 ha	4 ha	0 ha
小城処理区	3 2 3 ha	1 2 2 ha	- 2 0 1 ha
三日月処理区	2 1 1 ha	1 7 4 ha	- 3 7 ha
牛津処理区	3 0 3 ha	2 7 6 ha	- 2 7 ha
芦刈処理区	1 2 3 ha	1 0 1 ha	- 2 2 ha
小城市全体	9 6 4 ha	6 7 7 ha	- 2 8 7 ha

	見直し前	見直し後
市営浄化槽の年間設置基数	70基	100基

4.収支予測の比較

【見直し後の収支予測】

汚水処理計画見直し後の令和5年度から令和25年度までの収支予測結果は「資料3」のとおり。

【収支予測の比較について】

見直し前と見直し後の収支予測を、令和5年度から令和25年度の累計額により比較。

【資本的収入支出】

(資本的収入)

収入	見直し前 (1)	見直し後 (2)	増減	増減率
企業債借入	97.46億円	43.04億円	-54.42億円	-55.8%
国県補助金	110.01億円	46.64億円	-63.37億円	-57.6%

(資本的支出)

支出	見直し前 (1)	見直し後 (2)	増減	増減率
建設改良費	232.53億円	109.09億円	-123.45億円	-53.1%
うち人件費	11.35億円	11.35億円	0.00億円	0.0%
企業債償還金	152.37億円	141.31億円	-11.05億円	-7.3%

支出面では、下水道未整備区域への整備費用と、整備面積縮小に伴う終末処理場の増設費用の投資が削減されたため、建設改良費が約123億円、53.1%減少。

企業債償還金については、約11億円、7.3%減少。5年の据置期間があることから、今後はさらに減少していくと推測される。

これに伴い、収入面では企業債借入額が約54億円、55.9%減少。

4.収支予測の比較

【収益的収入支出】

(収益的収入)

収入	見直し前 (1)	見直し後 (2)	増減	増減率
下水道使用料	71.35億円	66.69億円	-4.66億円	-6.5%
集団整備事業負担金	3.79億円	3.79億円	0.00億円	0.0%
長期前受金戻入	118.07億円	106.62億円	-11.45億円	-9.7%

(収益的支出)

支出	見直し前 (1)	見直し後 (2)	増減	増減率
維持管理費	85.85億円	86.93億円	1.08億円	1.3%
うち人件費	10.80億円	10.80億円	0.00億円	0.0%
減価償却費	219.31億円	197.92億円	-21.39億円	-9.8%
企業債支払利息	25.77億円	20.94億円	-4.82億円	-18.7%
雑支出（仮払消費税調整額）	5.92億円	5.98億円	0.07億円	1.0%

収入面では、下水道整備面積の減少により下水道使用料が約4.6億円、6.5%減少。支出面では、市営浄化槽設置基数の増加に伴い維持管理費が約1.1億円、1.3%増加。また、下水道施設の整備縮小により減価償却費が約21.4億円、9.8%減少。

【一般会計補助金】

汚水処理計画の見直しの結果、令和25年度まで必要な一般会計補助金は見直し前から見直し後で約9.6億円の削減となり、年間で約4.6千万円の削減となる見込み。

一般会計補助金	見直し前 (1)	見直し後 (2)	増減	増減率
合計	211.55億円	201.98億円	-9.57億円	-4.5%
うち3条	197.38億円	187.65億円	-9.73億円	-4.9%
うち4条	14.16億円	14.33億円	0.17億円	1.2%

5.下水道等使用料改定の検討

【下水道等使用料の検討】

下水道等使用料約66.7億円で汚水処理費約89.1億千円を賄っておらず、約22.4億円の不足が生じているため使用料の改定が必要。

- ・ 下水道等使用料 = 約66.7億円
- ・ 汚水処理費 = 営業費用 - 減価償却費 + 雑支出 - 集団整備事業佐賀市負担分 = 約89.1億円
- ・ 不足額 = 汚水処理費 - 下水道等使用料 = 約22.4億円

不足額22.4億円を補うためには、現在の使用料単価144.1円/m³から192.6円/m³への改定率33.7%の改定が必要。

目標は不足額全額を使用料で補うべきであるが、一回での33.7%の改定は市民の理解が得られないと思われるため、段階的な改定を行うこととし、まずは改定率約10%で使用料を改定し、物価上昇や他市町の動向を見ながら、5年後の経営戦略見直し及び使用料改定の検討を行う際に、+10%、さらに5年後に+10%の改定を行うこととしたい。

	使用料見込み (累計)	使用料単価 (抜)	20m ³ 当たり の使用料 (抜)	改定率	加算する 使用料単価
不足額を賄う場合 改定率33.7%	89.12億円	192.6円/m ³	3,676円	33.7%	48.5円/m ³
改定率10%	73.36億円	158.5円/m³	3,025円	10.0%	14.4円/m³
改定率20%	80.03億円	172.9円/m ³	3,300円	20.0%	28.8円/m ³
改定率30%	86.70億円	187.3円/m ³	3,575円	30.0%	43.2円/m ³

【参考資料】 県内他市町の20m³あたりの使用料

県内市町の下水道等使用料 20m³相当使用の場合（税抜）（令和3年4月1日時点）

単位：円

	小城市	佐賀市	唐津市	鳥栖市	多久市	伊万里市	武雄市	鹿島市	嬉野市
公共	2,750	2,880	3,000	2,250	3,600	3,170	3,800	2,400	2,700
農集	2,750	2,880	3,000	/	3,600	3,170	3,800	/	2,700
浄化槽	2,750	(5人槽相当) 2,381	3,000	/	/	/	3,800	/	2,700

単位：円

	神崎市	吉野ヶ里町	上峰町	基山町	みやき町	玄海町	有田町	江北町	白石町
公共	(家族3人相当) 3,500	(家族3人相当) 3,300	/	3,240	(家族3人相当) 3,500	(家族3人相当) 3,200	3,200	2,720	3,400
農集	/	(家族3人相当) 3,300	(家族3人相当) 3,500	/	(家族3人相当) 3,500	(家族3人相当) 3,200	(家族3人相当) 3,200	2,720	3,400
浄化槽	(5人槽相当) 3,000	/	/	/	3,500	/	3,200	2,720	/

※出典：佐賀県 使用料金調査

6.小城市下水道事業経営戦略（案）

【小城市下水道事業経営戦略（案）について】

「資料5」のとおり小城市下水道事業経営戦略（案）を策定。

【記載内容】

（1.事業概要）

小城市下水道事業の現状について記載。

（2.将来の事業環境）

将来の行政人口、有収水量、整備計画等の予測について記載。

（3.経営の基本方針）

- ・ 汚水処理計画の見直し。
- ・ ストックマネジメント計画の着手。
- ・ 使用料改定。

6.小城市下水道事業経営戦略（案）

【小城市下水道事業経営戦略（案）について】

（4.投資・財政計画）

投資・財源に関して、使用料改定を反映させた収支予測を記載。

今後検討していく事項について記載。

- ・ 近隣市町との広域化・共同化の検討。
- ・ 農業集落排水事業の公共下水道事業への統廃合の検討。
- ・ スtockマネジメント計画の推進。
- ・ 5年に1度の使用料改定の検証の実施。
- ・ 滞納整理の推進。

（5.経営戦略の事後検証、改定等に関する事項）

使用料改定の検証と同様5年に1度の見直しの実施

7.今後のスケジュール

令和4年

10月21日

議会勉強会 使用料改定について説明

12月～令和5年2月 パブリックコメント

3月

経営戦略のホームページ公表
下水道使用料改定条例 上程

5月1日

条例施行

用語の説明①

【企業会計】

資産、負債及び資本の概念があり、収入や支出を含む全ての財産の増減の変化を、その発生時点で記帳する発生主義による複式簿記で経理される会計方式。

【維持管理費】

日常の下水道施設の維持管理に要する経費のうち、資本費（減価償却費、支払利息）を除いた額。職員給与費、光熱水費、薬品費、汚泥処分費、修繕費などが含まれる。

【企業債】

地方公共団体が、地方公営企業の施設の建設、改良等に要する資金に充てるために発行する地方債。

【一般会計補助金】

一般会計から下水道事業の運営のために繰り入れられるお金。

【減価償却】

建物、構築物、機械器具、車両運搬具など、時の経過等によって価値が減少する資産について、その取得に要した金額（税抜き）を耐用年数に応じて各事業年度に費用として配分する手続き。その各事業年度に配分した額を減価償却費という。

用語の説明②

【管渠】

家庭や工場などから集めた汚水を処理場まで運ぶ管。

【終末処理場】

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するための下水道の施設。

【中継ポンプ】

一定区域の集められた汚水を、圧送して終末処理場へ送水する施設。

【公共下水道事業】

主として市街化区域における下水を排除し又は処理するために、市町村が管理する下水道。
牛津処理区、小城処理区が該当。国土交通省が所管。

また、処理対象人口が概ね1000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるものを特定環境保全公共下水道としている。

三日月処理区、芦刈処理区、清水・原田処理区が該当。国土交通省が所管。

用語の説明③

【農業集落排水事業】

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等処理する施設の整備によって、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るもの。

織島処理区、砥川処理区、堀江処理区が該当。農林水産省が所管。

【市営浄化槽事業】

下水道計画区域及び農業集落排水事業計画区域外のエリアを対象に小城市が主体となって浄化槽の設置と維持管理を行う。環境省が所管。別途東新町浄化施設も含む。

【水洗化率】

処理区域内人口（供用開始をしている人口）に対して下水道に接続している人口（下水道を使用している人口）の割合。

【有収水量】

下水道利用者が使用した水の総量のことを有収水量といい、下水道使用料収入の対象となる水量。

【生活污水量原単位】

1人1日当たりの使用水量。

用語の説明④

【動力費】

処理場、ポンプ場など下水の処理に要する動力電気料や停電時の自家発電装置のディーゼルエンジン等を駆動させる重油等。

【薬品費】

処理場、ポンプ場などで使用する薬品。（消毒薬品や汚泥引抜自に使用する凝固剤等。）

【集団整備事業】

佐賀市が所有する久保田浄化センターと小城市が所有する各浄化センターの汚泥脱水処理、水質試験、施設の集中監視を共同で行う事業。

【資産減耗費】

下水道施設を更新する際に除却される固定資産で、残存する減価償却費を計上するための費用。

【ストックマネジメント計画】

下水道施設老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化する計画。